

令和5年第8回  
北栄町農業委員会総会議事録

## 令和5年第8回北栄町農業委員会総会

開催年月日	令和5年8月10日（木）		
開催の場所	北栄町大栄農村環境改善センター		
開 会	午後1時30分		
出席委員 (24名)			14番 松村 雅弘
	2番	前田 浩明	15番 長谷川 康弘
			16番 安田 千秋
	4番	山根 宜弘	17番 池本 博史
	5番	河原 廣美	18番 津川 孝篤
	6番	竹原 正純	19番 村岡 孝二
	7番	田熊 公男	20番 盛山 由紀子
	8番	田村 美智恵	21番 一二三 満雄
	9番	森本 壮一	22番 道祖尾 貞浩
	10番	町 照美	23番 井川 敏昭
	11番	秋山 英正	24番 山下 正美
	12番	永田 恭彦	25番 杉川 一二美
	13番	陶山 康博	26番 河本 松秀
欠席委員等	石井 通人、向井 慎一郎		
事務局	局長	中原 広美	
	書記	主任 時枝亮平 農地中間管理推進員 中西 宣之	
閉 会	午後2時40分		

## 日 程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署人の指名  
(4番 山根委員) (5番 河原委員)
- 5 議事
  - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
  - (3) 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について  
・利用権設定  
・北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書 (1件)
  - (4) 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 協議事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について (7件)
  - (2) 賃貸借農地の解約について (7件)
  - (3) 非農地証明について (1件)
- 7 報告事項
  - (1) 委員会報告  
農地委員会  
農政委員会  
広報委員会
  - (2) 農家相談報告
  - (3) 審議会等報告
- 8 連絡事項

農家相談	令和5年8月22日(火)午後1時30分から 大栄庁舎 2階 会議室 担当委員 田熊委員、松村委員、井川委員
総 会	令和5年9月11日(月)午後1時30分から 大栄農村環境改善センター
現地確認	令和5年9月 8日(金)午後1時30分から 担当委員 石井委員、町委員、村岡委員
議案締切日	令和5年8月25日(金)
- 9 その他 空き農地情報バンク登録申込書 (6件)
- 10 閉会

○事務局

ただいまから、第8回の総会を開催します。

農業委員会規則第5条において、会長が議長となるとなっていますので、会長に進めていただきます。よろしくお願いします。

○永田議長

規則によりまして議長に就任をさせていただきます。

最初に、定足数の確認です。本日は1番、石井委員、3番、向井委員から欠席届が出ております。そのほかの方は出席ですので、総会成立を宣言します。

そうしますと、議事に入りたいと思います。

議事第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件申請が上がっております。順次、審議を行いたいと思います。

まずは、整理番号1番、3ページからの案件となります。

こちらにつきまして、事務局より説明がありますか。

○事務局

1件目ですけれども、こちらのほうは、譲渡し人と譲受人の方が琴浦町の方なんですけれども、西高尾にある農地を購入して芝を作られるということです。譲受人の〇〇さんですけれども、琴浦町でも農業をしておられまして、農作業歴としては60年ということになっております。以上です。

○永田議長

そうしますと、説明のほうはいただきました。

それでは、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。

御意見がある方、おられますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ないようですので、整理番号1番の案件、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可といたします。

続きまして、整理番号2番、8ページからの案件になります。

こちらにつきまして、事務局より説明がありますか。

○事務局

2件目ですけれども、譲受人の〇〇さんが自宅横の農地を購入して野菜を栽培するというものになっております。ちなみに、現在の地目が田んぼになっているんですけれども、この3条許可の後には畑に転換する予定になっております。以上です。

○永田議長

そうしますと、意見のほうをお受けしたいと思います。発議がある方はございますか。いかがですか。

○竹原職務代理

6番、竹原です。売買の対価ですが、1筆と書いてないんですけど、10アール単位ということですね。

○事務局

すみません、1筆です。

○竹原職務代理

1筆。

○事務局

1筆の値段です。

○竹原職務代理

すると、10アール当たりだったら括弧の中に書いてある。

○事務局

はい、そうです。

○竹原職務代理

分かりました。

○永田議長

ほかございませんか。

そうしますと、御意見はないようですので、整理番号2番の案件、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○永田議長

では、申請のとおり許可といたします。

続きまして、整理番号3番、13ページからの案件になります。

こちらにつきまして、説明のほうはございますか。

○事務局

こちらは図面を見ても、先ほどの、2件目の農地の隣にありまして、こちらも〇〇さんのほうが譲受人として、野菜栽培として利用される予定になっています。こちらのほうも1筆の値段になっております。

○永田議長

以上でいいですか。

○事務局

はい。

○永田議長

そうしますと、説明のほうをいただきました。

皆さんからの発議を受けたいと思います。御意見のある方、おられませんか。

では、ないようですので、整理番号3番、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可といたします。

そうしますと、議事第1号を終了いたしまして、続きまして、議事第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、2件申請が上がっています。順次、審議を行いたいと思います。

まず、整理番号1番、20ページからの案件になります。

これにつきまして、事務局より説明はございますか。

○事務局

こちらのほうですけれども、国道の公共工事に伴う仮設の現場事務所ですとか駐車場などを設置するために、西隣にある農地の一部を一時転用する計画になっています。ちなみに、この案件ですけれども、先日の総会時に秋山委員のほうから御相談があったので、事務局のほうでも現地確認をしたところ、既に着手している状態でしたので、行ったときにちょうど現場の責任者の方もおられて、そのときに嚴重注意いたしまして、その上で、総会資料に添付しておりますけれども、顛末書のほうを提出していただいております。ちなみに、転用許可が出るまでは今の現状を保持するということも了承済みです。

事業計画の内容としましては、雨水は地下浸透させて、仮設トイレはくみ取り式ということで、汚水は発生しないということです。あと、隣接農地等は離れているということで周辺に影響が出ないような計画になっています。

それと、申請地は大規模農地の区域内にある農地で、第1種農地相当ですけれども、公共工事に伴う一時転用での仮設事務所などの設置でありまして、転用もやむを得ないというふうに考えられます。以上です。

○永田議長

説明のほうをいただきました。

では、皆さんからの発議のほうをお受けしたいと思います。御意見のある方。

申し訳ありません。現地確認報告のほうがあります。報告をお願いします。

○山下委員

昨日ですけれども、森本委員、津川委員、事務局と私で現地を確認させていただきました。今、事務局のほうから説明がありましたとおりで、もう既に事務所が設置されておりましたですけれども、許可相当でよかろうかということで帰ってまいりましたが、下のほうに砂利がもう既に敷いてありまして、その下の対応がブルーシートとかそういうのが敷いてなかったということで、撤去の際には、石を畑から撤去をしていただくように、○○さんのほうにそれをやっていただきますようお願いいたしました。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんの御意見をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○秋山委員

11番、秋山です。地元で、砂利が敷いてある、あれって言ううちにプレハブが入っちゃってびっくりこいたんですが、今、現地確認の報告であったように、ここを使い終わった後どうするかというのが特になような気がするんですけれども、今、言ったように、やっぱり一時転用の申請とありますので、まだ農地のままでするので、材料撤去を徹底するという旨をどこかに記載していただいたらよろしいかなと思います。以上です。

○事務局

ありがとうございます。

事業計画書にも書いてありますが、許可証発行の際に、しっかり業者のほうに話をし、終わった後もしっかり現地確認をして対応をしたいと思っています。

○永田議長

ほかございますか。

ちなみにですけれども、割と、ちょっとこの畑かんがない農地につきまして、何年前にも何回かあったんですけれど。畑かんの地区除外になった畑につきまして、地主さんのほうが農地でなくなったと認識しておられるという状況が時々見られまして。西園で1点か2点と、ほかにも何件かあったと思うんですけれども、非常に、地主さんのほうからすると、これまで水利施設があつて農地だったけれども、なくなったから農地じゃなくなったというような誤解が発生しておられることがたまにあるようですので、農地は農地だからということで、幾ら畑かんがなくても、そういうことで、何か、折につきそういったところをお示しいただければ。もう、うちは、あそこは畑じゃないからなんて言っておられる方がおられましたら、そういうわけではないですよということでお伝え願えればと思います。

ほかございませんか。

では、ないようですので、整理番号1番、申請のとおり許可相当とすることよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、申請のとおり許可相当ということで進達をいたします。

そうしますと、続きまして、整理番号2番、30ページからの案件でございます。

事務局の説明はございますか。

○事務局

2件目についてですが、〇〇地区の公民館近くの農地を転用しまして、一般住宅を建てる計画になっております。転用に当たりましては、雨水は隣接の西側水路に排出しまして、汚水のほうは北側の公共用下水管に接続するというので、あと、東側農地との境界にはコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐということで、周辺に影響が出ないような計画になっております。また、申請地は農用地区域外ですし、土地改良区の受益地にはなっておりません。

それと、周辺農地の状況を見まして、この申請地は小集団の生産力の低い農地ということで、第2種農地に該当して転用もやむを得ないというふうに考えられます。以上です。

○永田議長

そうしますと、現地確認報告をお願いいたします。

○山下委員

そうしますと、現地確認の報告をさせていただきます。森本委員、津川委員、事務局と私で現地に行っていました。今、事務局から説明がありましたとおり、許可相当ということで帰ってまいりましたが、もう既に、写真の奥のほうに家が建っておりますけども、これ、昨年に許可相当ということで、もう許可されている土地でして、その北側ということで、北側の案件も、南を許可相当としたということで、北側も本日総会に出ておりますけども、許可相当ということで、いいじゃないかということで帰ったと。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。御意見のある方、ございますか。ありませんか。よろしいですか。

では、御意見のほうないようですので、整理番号2番、申請のとおり許可相当としてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、申請のとおり許可相当ということで進達をいたします。

そうしますと、議事第3号に移りたいと思います。

議事第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、82件計画が上がっております。うち82番が河本委員関連案件ですので、82番を除く案件につきまして、計画について、まずは審議願えればと思います。

特に説明のほうは。

○事務局

ありません。

○永田議長

そうしますと、皆さんからの御意見をお受けしたいと思います。ありませんか。

では、ないようですので、1番から81番までの計画について、計画のとおり決定としてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、計画どおり決定といたします。

続きまして、82番、河本委員除席扱いで審議を願います。

そうしますと、御意見のある方はございますか。ありませんか。

そうしますと、ないようですので、82番、計画どおり決定としてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、計画のとおり決定といたします。

続きまして、47ページ、農業経営基盤強化の基本構想による所有権の移転申出書が上がっております。こちらにつきまして審議をしたいと思います。

事務局よりこの説明はありますか。

○事務局

特にありませんが、対価については先ほどの話のとおり、こちらは1筆の値段になっております。以上です。

○永田議長

1筆当たり101万5,000円というところですよ。

皆さんからの御意見をお受けしたいと思います。御意見がある方ございませんか。

では、ないようですので、そうしますと、47ページ、北栄町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権の移転申出のとおり決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、申出のとおり決定いたします。

続きまして、議事第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について、意見聴取が上がってきております。

49ページ、2件上がっております。こちらにつきまして、御意見をお伺いしたいと思います。

事務局から説明は。

○事務局

特にありません。

○永田議長

特にないようです。

そうしますと、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

ちょっと、今回の案件ではないんですけども、〇〇さんのブドウ関係の事業の進捗はどんな感じだろうか、また何かの機会があれば報告願えればと思います。

○事務局

この西高尾の周辺ですね、琴浦町のほうの農地も含めての貸し借りを、売買とかということで、ワイン醸造をされるようなという計画の下でブドウの新植を行っておられるというような状況です、ということです。

○永田議長

ちょっと、そろそろ建物を買うとかかといった話はないとかかという辺りについての情報はありませんでしょうか。

○事務局

ちょっといつ頃されるかというところまでは確認しておりません。

○永田議長

いや、また、後日、機会があれば。

○事務局

はい。

○永田議長

そうしますと、計画案につきまして御意見はないようですが、意見なしということで回答してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、特に意見はなしということで、そのようお願いします。

そうしますと、以上をもちまして議事を終了いたします。

続きまして、6番の協議事項に移りたいと思います。



協議事項1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出書につきまして、7件届いております。

こちらにつきまして、事務局より説明はございますか。

○事務局

1件、14ページの〇〇さんのところに、あっせん希望の有無が出ています。今回あっせん希望が出ているのは1件です。14ページにありますが、実際は、最後の空き農地情報バンクのほうにも記載をしていただいて、提出していただいておりますので、また御確認いただければと思います。あっせん希望ということで、4件出していただいております。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、7件一括で協議を行いたいと思います。

皆さんからの御意見を伺いたいと思いますが、発言のある方、おられますか。

ちょっと伺っておこうかと思うんですが、24ページ、現況宅地で自作となっているんですが、自作ではないですね。

現況宅地ということですので。

○事務局

そうですね、作業用の小屋が建っている状況です。

○永田議長

農業用施設ということですね。

○事務局

はい。

○事務局

一番すみっこだったと思います。

○永田議長 ほか、発言がある方おられますか。

どうぞ。

○秋山委員

8、10、12の関係ですが、ちょっとこれ確認ですけど、8ページの土地と、10、12の土地は全く一緒ですよ。受付番号は何か違いますけど。

○永田議長

そうですね。10、11ページが……。

○秋山委員

実質の移転はこの8ページの明細どおりということですよ。

それで、8ページで言っときますけれども、これ、受けられる方が香川県在住で、8ページを見ると914、それから、57、103とちっちゃな面積なんです、自作というふうになっているんです、この3筆が。香川県におられるのに自作ということは、年に何回か帰ってきて草刈りをされる程度かなと思うんですが、そういうような意図でしょうかというところの確認です。名前を言い忘れた、11番、秋山です。

○永田議長

現在であれば自作しとられるかということでもよろしいですかね、利用権設定がされていない。

○事務局

そうですね。

利用権設定はありません。

○永田議長

本人さんの、こちらをどうされるかという意思表示については。

○事務局

伺ってないです。

○永田議長

大きな面積の畑や水田ではないですけど、地元の方でないということですよ。この届出書は代理人。利用状況調査の結果と併せてまた確認した方が。

○事務局

自作になっている521番地については、水田の真ん中になりますので、どなたかが管理されていらっしゃるかもしれないので、そちらを利用状況調査の中で見ていきたいと思います。そうですね、小さな面積のものについては、自宅の裏のようなところになりますので、こちらについても現況を確認したいと思います。

○永田議長

はい。じゃあ、よろしく願いいたします。

○秋山委員

ありがとうございます。

○永田議長

どうぞ。

○前田委員

今の関連ですけど、やっぱりこうやって遺産相続か何かで県外の方が自作をしますとか。賃借の場合はいいかもしれません。自作というのはなかなか難しいと思うんだわな、実際。だから、受けられた時点でそこら辺確認をとるということはしとんなるか。

○事務局

今、現状で、ここで、自作、賃借と書いているのは、もう出てきてしまった後に、事務局が台帳を確認して、これが、賃借があるものについては賃借、それ以外のものについては台帳上は自作だということで書かせてもらっているもので、御本人さんにちょっと書いていただいているものではないので、そういった点を、ちょっと県外の方でということがあれば、聞き取りするなりということ少しやっていこうと思います。

○永田議長

いずれにしても、年に1回、利用状況調査ということで、不作付、あるいは荒れている傾向があるのであれば、そこで評価なりはされようかとは思いますが、最大で1年間、放棄になってしまうというリスクはありますけれども、ちょっとそこまで事務局でするかどうかですね。

○事務局

基本的に、御本人が、相談があって、郵送等で送られてこられた方についてはお話をさせていただいたりということはさせていただいていますが、司法書士さん等が手続をされて、そのまま届出だけ持ってこられると、ちょっと連絡ができていないという状況にあります。実際に今、相談に来られた方は対応はさせていただいているんですけど、ちょっとそこをどこまでできるか検討してみたいなと思います。

○永田議長

電話番号等は付いて提出になっていますか。

○事務局

いや、書いてあるのは住所だけなので。

○永田議長

そうですね。

○事務局

別でもう、郵送でどうかというようなところをお問合せするしか今は方法がありませんので。

○永田議長

取得者さんのほうも、突然電話をかけて、お宅のそこはどうなっていますかと問い合わせられても、いや、何とも言えないですとなりそうなものですが。文章でその都度、意向確認をしたほうがよいのでしょうか。どんなものでしょうか。

○竹原職務代理

まずは担当の委員に聞いて、事務局からね。もう分からない場合もあるけども。が、いいんじゃないかと思うんですよね。

○永田議長

ここの農地は今どうなってますかね。農地台帳を見れば、ある程度、ぱっと見て、農地台帳からナビから見れば、どんな場所にあるどんな土地かというのは、概略は分かると思いますけれども。

どんなものでしょうか。そのことを確認したほうがよいということであれば、何か方法を検討するところですけども。

○河原委員

今話が出ておった、担当委員さんに尋ねれば済むことだと思いますよ。別に悩むことじゃないと。

○永田議長

じゃあ、また、こういった類似の件がありましたら、担当の委員さんに状況のほう、聞き取りのほうしていただくということで、あとは、利用状況調査ですね。で、きちっと判定を出すということにしますか。

○事務局

分かりました。対応します。

○永田議長

結局、不在地主さんの件ですのね。あるいは、こちらの届出書につきまして、連絡先を記載していただくようにするということは可能でしょうか。

○事務局

北栄町がホームページ等に出しているものに連絡先を書いていただくというのは可能ですが、これが国の様式になっていまして、全国共通なもので、例えば、司法書士さんとかがされるときには、全国様式の中で出してこられる場合は、ちょっとこういったところが対応し切れない場合もあります。本町が出したのものについて、電話番号を書くというのはできると思います。

○永田議長

なるべく、必要な情報を集めたいところがありますので、可能な限りで結構ですので、何とか情報収集お願いしたいと思います。

○事務局

分かりました。

○永田議長

では、前田委員、以上のようなことでよろしいでしょうか。よろしいですか。

○前田委員

いいです。

○永田議長

そうしますと、ほか、御意見がある方おられますか。

では、ないようですので、7件を一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃあ、7件を一括受理といたします。

続きまして、協議事項2番に移りたいと思います。賃貸借農地の解約について、7件届出が上がっております。

こちらにつきまして、事務局より説明がございますか。

○事務局

特には私からはありません。

○永田議長

そうしますと、7件一括協議を行いたいと思います。

皆さんからの御意見をお受けしたいと思いますが、御意見のある方はございませんか。よろしいですか。

では、特にないようですので、7件を一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、7件一括受理といたします。

続きまして、協議事項3番、非農地証明について申請が1件上がっております。

こちらにつきまして、説明はありますか。

○事務局

特にありません。

○永田議長

説明はないそうです。

現地確認報告をお願いします。

○山下委員

昨日ですけども、森本委員、津川委員、事務局と私、山下で現地を確認してきました。資料に書いてありますとおり、以前は豚舎ということで、中に入ってみますと、石とか砂利とかがもう入っておりました、申請のとおりでよろしいでないかということがあります。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんからの御意見をお伺いしたいと思います。発言のある方、おられませんか。

どうぞ。

○竹原職務代理

6番、竹原です。もし分かればということで、この申請が出た背景とか理由は何ですか。

○事務局

売却を検討されているというふうに伺っています。

○竹原職務代理

そういうことですね。

○事務局

はい。

○竹原職務代理

分かりました。

○永田議長

ほかございますか。

そうしますと、特に御意見ないようですので、申請のとおり証明してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、証明のほうよろしくをお願いします。

そうしますと、以上をもちまして協議事項を終了させていただきます。

じゃあ、7番、報告事項に移りたいと思います。

○( )委員 すみません、1点いいですか。

○永田議長 はい。

○山下委員

大谷の営農型太陽光の現状を見てまいりましたが、パネルの下のところは何か分からないんですけども、キリンソウがなかなかないような状況になっておりましたので、今後気をつけて、次の方、よろしくお願ひしたいと思います。何か、ほとんど芽がなかったの。

○事務局

やはり○○さんも、もうあそこのキリンソウ自体がうまく育っていないというところがあって、作物を変えてみてはどうかということを検討されているというふうな相談を受けています、実際に。ただ、まだ最終的にどうされるかということまでは伺っていないので、そういった話も、入ってきたものについてはきちっと相談を受けながら総会の中で話をしていきたいなと思っています。実際に、事業者さん自体も気にはしていらっしゃるということで相談は受けていますが。

○山下委員

あの下が50メートルから70メートル、ほとんど葉っぱがないので、あれは商品になるのかなと心配していました。

○事務局

ちょっと検討されているというところまでは伺っています。

○山下委員

以上です。

○永田議長

では、また継続して確認のほうお願ひしていききたいと思います。

そうしますと、報告事項、委員会報告をお願ひいたしたいと思います。

まず、農地委員会さん、お願ひします。

○河原委員

本日、総会終了後に農地委員会を開催いたしますので、参集をお願ひいたします。

それから、一応、10月に農業法人の視察を農地委員会として考えていますので、その旨、御理解を賜りたいなと思います。場所等は本日の農地委員会で決定していきたいなと思いますので、御協力をお願ひいたします。以上です。

○永田議長

今年は、全委員会参加でという予定です。

○河原委員

いや、それは、来月のところで皆さんに問ひかけをしようと思っています。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、続きまして、農政委員会さん、お願ひします。

○竹原職務代理

農政委員会の報告をします。まず、先月は、18日でしたか、暑気払いをしまして、少し話し合いもしましたが、ちょっと景気づけをしました。今月は、17日に意見書についてちょっと深掘りをして、大体の項目なり内容を固めようと思っているので、それを受けて原案づくりを進めたいと思っています。できるだけ出席をよろしくお願ひします。7時半で、北条の中央公民館です。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

続きまして、広報委員会さん、お願ひします。

○杉川委員

広報委員会です。広報委員会は、この後、56号の編集を行いますので残っていただきたいと思います。また、55号のプレゼントクイズの抽せんを行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○永田議長

そうしますと、続きまして、農家相談の報告をお願いします。

○事務局

少々お待ちください。

○永田議長

何件来られましたか。

○前田委員

1件だけでね、ちょっと名前が。

○永田議長

いや、お名前のほうはいいので内容。

○前田委員

取りあえず1件だけありました。内容というのが、今々どうこうしたいというんじゃなくて、相続を将来しようと思うんだけど、そんな相談です。畑が2枚と田んぼが3枚、4枚ぐらいあったかな。

それから、畑のほうも、1か所は柿を。畑のもう1枚というのが、もう山林化しちゃって手がつけれんだんな。だけえ、場所もはっきり分からようなところ。だから、どうしようもないだろうな。それで、そんなのはちょっと置いといて、柿を作っとる畑のほうは作れんようになったときには、取りあえずは声をかけてもらうか、それで、もしなければ、自分たちのほうで管理をしようという形でしたね。

あと、水田のほうは、やっぱり年齢的なこともあるので、よう作らんようになったら、対応しますということで帰っていただきました。近々の話じゃないです。それで、登記ができるうちにされたほうがいいというのは強く話をしときました。80代から上の人なので、多少理解があるうちにしてもらっときならんと、大変なことになるよ。ということです。

○永田議長

ありがとうございます。

近々の話じゃなくても、そういった将来的にの話、今のうちに情報収集しておきたいというのがありまして、そういった方でも、ぜひ来てくださいなんて案内するわけではないですけども。

そうすると、農家相談についての報告は以上ということで。

審議会等報告、報告事項を持っておられる方、おられましたらお願いします。ありませんか。

では、特に報告事項等ないようですので、そうしますと、以上をもちまして報告事項について終了とさせていただきます。

そうしますと、続きましては、連絡事項とその他ということで、これは事務局のほうにお願いいたします。

○事務局

まず、一般経過報告です。7月26日に職員の研修会に参加しております。28日には中部の農業委員会の会長会がありまして、永田会長と私のほうが出席をさせていただきました。

今後の当面の予定です。8月18日と9月8日に杉川委員のほうにぜひ農業者年金の研修の講師をしていただきたいという要望がありまして、杉川委員のほうに講師をお願いして行っていただくようになっているところです。

8月22日には農業会議の臨時総会、それから県の会長会協議会定期総会、それから、会長・事務局長会議が実施される予定です。

8月25日には、県の農業委員会の女性協議会の総会等が開催される予定になっています。

ページを日程に戻っていただいでよろしいでしょうか。連絡事項です。

まず、8月の農家相談は、8月22日1時30分からです。担当委員が田熊委員、松村委員、井川委員です。農家相談に行きたいという電話を私だけでも2件ぐらいは聞いていますので、お客さんがあるんじゃないかなと思いますのでよろしくお願ひします。秋になってくるとだんだん増えてくる傾向が、大体、例年あるので。

続きまして、来月の総会です。9月11日月曜日、こちらの会場で1時30分からです。こちらに係ります現地確認は、9月8日金曜日。担当が石井委員、町委員、村岡委員の3名ですので、よろしくお願ひします。議案の締切りは8月25日金曜日になっています。

続きまして、その他です。空き農地情報バンク、先ほどのあっせん部分を含めて6件の申込みが出ています。今月からこれに地図をつけたらどうかと思ってちょっと悪戦苦闘してみましたが、うまい具合にいきません。うまい具合にできるようになったらこれに地図を載せたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

また、場所等確認されるということがあれば、言っていただけたら、地図、担当委員さん等についてはお渡ししようかなと思いますので、よろしくお願ひします。

これ以外のものです。今日、表裏の1枚の紙を、「めざせ！ポイ捨て「0」！北栄町環境見守り隊」というピンクの紙を皆さんの机にお配りしているかと思います。昨年の意見書ですとか町長の意見交換、それから、産業振興課等との意見交換の際に、秋山委員等が特に言っていたポイ捨て運動に対する運動について、町としてどう考えるんだというような意見をたくさんいただいたことを、環境エネルギー課のほうで環境見守り隊というのを募集して、ウォーキング活動や、屋外のついでだったり、ポイ捨てされたごみ拾いをしていただける方を募集させていただいています。ゴミ袋ですとかトンブ、それから、活動時に着用していただけるベストとかを配布予定ということで、7月末の全戸配布で皆さんの御家庭にチラシをお配りしているところです。農業委員会からの意見書でありましたので、協力できる方がありましたら一緒に参加していただけるとありがたいなと思ってチラシのほうを入れさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。私からは以上です。

○永田議長 そうしますと、職務代理のほうから。

○竹原職務代理

先月でしたか、その前でしたか、農家民泊で、皆さんもぜひとか、そんな話をしたことがあるんですけど、実は、6月と7月に1グループずつ、合計、私は2グループを引き受けしたんです。たまたま、全員についてアンケートを出してもらったんです。まとめて帰るときに書きなさいということで書かせてみた。それを集約したのがこれです。令和元年、2年、5年で7組、26名の生徒を受け入れて、全員が書いてくれたんです。①とか番号が入っていますが、同じ番号が同じ生徒です。ということで、きちんと書いている子はこのようにきちんと書いとるんですけども、また後で時間があつたら見てもらえればと思うんですけど、これをずっと見て思うのは、都会の子供たちにとっては田舎というのはどういうもんだと大まかにイメージがあるんですけど、やっぱり北栄町とかに来てみますと、まさに田舎の農業の町だというのがよく分かる、つぶさに分かるということで、そういう印象を抱いて帰ったなということと、結構、北栄町には珍しい、観光といいますか、案内できるようなところが数多いということが子供たちの反応から改めて知らされたということで、そういうものを、観光か何か資源としてきちん

と残していけたらいいんだろうなと思った次第です。結構真面目にみんな書いてくれましたので、本音だろうなと。

ちょっと不謹慎な話になるんですが、面白い話があるんですが、1枚めくったところの問3の20番、㊸のところですか。木綿のハンカチーフと書いてあります。知ってますかね、皆さん、歌を。実は女の子4人としゃべっていて、誰か思いを込めた人がおるかと言ったら、1人いたんです。ほかの3人がわあわあわあわあといっちはやし立てる中で、中学生ならなって、年を取ると冷めて、いつかまた疎遠になって終わりって、そういうこともよくあるとかいってね。ちょうどそういう雰囲気のある歌があるから教えてやろうかといっ、ユーチューブで開いたらちゃんと出ていました、歌ってました。それを聞かせたんです。そういうようなことが書いてあります、ということです。なかなか、私は歌詞が好きでね。悲しいというか、田舎に残された彼女が都会に出ていった彼氏にいつの間にか振られてしまうという、そういう話です。一度、ユーチューブで聞いてみてください。

それはちょっと余談として、こういうことを思ってもらえるということですので、ぜひやって、子供たちは大きくなったら、どこかへ行こうかと思ったときに、ふっと鳥取県、あるいは北栄町を思い出してくれたら、それが、ある意味では農業振興ではないですけど、そういうふうなことに役立つんじゃないかと思いますので、またこれからいろいろ考えてみてください。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、議案のほうは全て終了しておりますが、皆さんから話ある方がおられましたら。

○盛山委員

すみません。事務局に報告してなかったんですけど、8月28日に3月ぐらいまでずっとやってた高千穂の農地を考える会を、8月28日からまたスタートさせたいなと。月1ぐらいで、目標とかということは、ゴールはないんですけど、皆さんと将来を、本当に後継者のいない高千穂なので、将来農地をどうしていくかということをお皆さんと真剣に話し合っていきたいなというふうに思ってます。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

どうぞ。

○秋山委員 11番、秋山です。私、2点。

まず1点は、西園から瀬戸に行く道で、田植をする前に田んぼを見たたら、拳大以上のアスファルトが田んぼの中に入ってましてね、既に。だんだんだんだん路肩が両側に崩れて、道が崩壊しよるといって、アスファルトの片を持って地域整備課に行って、どのぐらいめげているんか実態調査して教えてえなということをお願いしておりますが、その後、なしのつぶてですので、ぜひ調整して、どのぐらい実際めげてるものなのか、補修の必要があるのかどうかということをおまた地元のほうに知らせていただいたらというふうに思います。

それから、2点目ですが、8月3日の現況確認のときに、西園の神社の東側、側溝の工事をしよんって、町の事業だから、農業委員会、町で手続しとりなるんでしょね、この会に上がってきたことがないということを書いておいたんですが、そういうふうに、周りの人も知らんところが、農地だということを、今回の現況調査でびっくりしたんですが、そういう、私らももうちょっと気をつけてチェックしていけば、そういうのもスムーズに発見できるかなというふうに思いました。あわせてその現況確認のときに、委員さんも、慣れて将来は使ってくださいということで、タブレットの練習をさせられたと思いますけど、皆さん方。途中で全く動かなくなるという。感想にも書いておきましたけ



ども、あんな使い物にならんもんは要らんわいと、皆さんで声を大にして言いたいと。役場の職員が使っておられるのはスムーズに動くんですけど、何かシステムが違うということで、こんなんとてもじゃないけど役立ちませんということで、ぜひあの辺の改革をお願いしたいというふうに思いました。以上です。

○事務局

まず、最初の水田の話は、地域整備課のほうに話をしたいと思います。

先ほどの西園の分ですが、戻ってきてすぐ、町道だったので地域整備課に確認しました。町道の工事のために町が借りていたみたいです。鉄板を引いてやっていました。本来は町が借り受けていたので、一時転用の許可までは必要ないですけども、こういうことでやりますということで、農業委員会に対して報告を提出していただく必要があったものでしたが、やっぱり意識がなかったということで、農地だったということで、報告書を出してもらおうとしたら、もう工事が明日で終わるといようなことでしたので、既に終了して現場のほうは撤去をして元どおりになっている状況をこちらも確認をさせていただいて、次からこういったことがないようにということで指導をしました。タブレットの件です。委員さんに次々に使っていただきましたが、最初の1週間ぐらいの委員さんは全く使えませんでした。ほぼ使えませんでした。かなり、全国農業会議所ですとか、その業務をやっている業者のほうに私も言いました。多分、職員は、役場中の人知ってるぐらい大きな声で怒りました、私。今、少し使えるようにはなってきましたが、なかなか、すぐすぐ使える、どうしても混むと使いづらかったりとかということがあるので、これはもうきちっと改良していただくようにということで、県もそうですし、全国農業会議所、それから、業者のほうとも話をしていこうと思っています。昨年導入されて、システムを今年から全国の農業委員会が使い始めたんですけど、8月に利用状況調査をすることはわかっていたことですが、全国が一度に利用したこと使えなかったということです。ちょっとシステムの増強を今図っているということで、今は最初に比べれば動くようになってきています。御迷惑をおかけしますが、お盆明け以降に行っていただく委員さんにはまた使っていただきますので、覚悟をしいていただけるとありがたいです。以上です。

○永田議長

サーバーが弱いということですか。

○事務局

サーバーが弱かったみたいです。アクセスが集中して止まってしまったということで聞いています。

○秋山委員

通信の状況ではなくて。

○事務局

通信は関係ないです。役場の庁舎の中でWi-Fiを使って、電波の強いところでアクセスしてもアクセスできないので。

○秋山委員

ああ、そういうこと。

○事務局

はい。システムに入ってサーバーが弱いと思われれます。

○杉川委員

その件でいいですか。女性農業委員の県の役員会があったときにもタブレットの話が出て、一々、タブレットを借りに行って農地をまた見ないけんのかと。みんなスマホ持っとるじゃないかという話が出たんです。そこから出てきたのが、今、鳥取市の農業委員をされとる〇〇さんという、とてもそういうことにたけとんなる方がいるんですけど、スマホで、eMAFFで農地ナビをととても器用に使われるというのを全国で発表さ

れた経験があるんです。その方に、今度の8月25日の女性の研修会、総会の研修会の中で説明をされる。同じことを、東京で話したことをされるんです。そこで、私たち女性、ちょっと苦手なところがあるかと思うんですけども、スマホでやってみて、ここで、教えられるだけで身につけばいいんですが、もしそれができんようであれば、〇〇さんが、何ぼでも、北栄町でも行きますよみたいな話もあったので、一番便利なのはスマホです。一々タブレット、今、言いなつたように、落ちてしまうようなことじゃいけんで、そういうスマホの使い方というのも習うのも一つの手かなというふうにも思っています。まずは女性委員が行ってちょっと習ってみようかなと思いますので、スマホを忘れならんように持ってきてください。以上です。

○事務局

多分、スマホを持っていても、アクセス登録してないといけないので、できたら、行かれる委員さんは、同じなので、タブレットを持っていったらいいと思います。せつかくなので、実際に自分が入ってみてされたほうがより分かると思うので、そのときには持って出てください、タブレットを。

○永田議長

タブレットを借りに……。

○事務局

じゃなくて、同じものなんです、使うものは。なので、1回、登録をしないとできないので、それを持って行って経験してもらおうと、スマホでできるようだったら登録をすることはできるので、名前登録して、そこでスマホで使えるようにするとかはできるので、ちょっと持って出てもらおうほうがいいのかなど。そうすると、実際に、多分、スマホを持っていったとしても使えないので、実際のものは、アクセスできないようになっているので、制限がかかっています。

○永田議長

タブレットのシステムをスマホで使いましようじゃなくて、スマホで普通にeMAFFを開いてみてそれを活用するっていう話……。

○事務局

そっちですか。

○杉川委員

だと思います。私もまだ出ていないので。

実際に、東京の全国集会の中でも聞いたんなる方が、もう、スマホぱっぱっぱ開いて、ああ、はあ、みたいな声上がるような会だったというふうに聞いたので、ちょっと1回聞いてみます。

○事務局

ちょっとどちらか聞いてもらって、アプリのほうであれば、多分、持って出てもらったほうが分かりやすいです。普通の、今までを使ってやっておられるということであれば、スマホを持っていただいていただけるのも一つなので、それは。

○永田議長

特に、1人1台タブレットがあつて、もう初めから配つといて、それぞれが持っておられるという状況でもないです。貸し出しするにしても。ちょっとなかなか、タブレットをそのときにしか使わない。で、サーバーが弱いから使い物になんない、ちょっと、それじゃ、使いようがないかなというのはあるんですけどね。ただ、何かそこら辺のコンプライアンスなんかちゃんと担保できる方法を何か考えて。そうでなくて、あらかじめeMAFFに慣れとくと余計にやりやすい面もあるだろうと思うんで、それはそれでいい話なんじゃないかなと思うんですけどね。決してタブレットだけじゃないので。

○事務局

eMAFF自体は、普通にスマホでも、私も現場に行ったりとかしてよく使っています。なので、河原委員のほうもよく使って、ここだなどって話していただいたりもしてるので、皆さんも、スマホとかでも普通に、eMAFF農地ナビとしてもらうと農地が出てきます、北栄町の農地を見ることができます。どこが農地かというのでね。番地がここにあつて、こういう区画だよというところまでは普通のスマホでやパソコンで見ることができます。

今回、導入しているタブレットのアプリで見ると、何ができるかというところ、その中には、ここの農地はどなたが耕作されていて、今は、番地と面積とかというところと、あとは貸し借りであるとかという情報は分かるんですけど、誰がというのは分からないんです。だけど、アプリ側で見ると、誰が持っていらっしゃって、誰が耕作していらっしゃるかというところまで見れるようになってますし、そうしたら、実際にこういった利用状況調査に行って、写真を撮って保存をしたり、それから、その中で利用状況を登録したりということができるようになっているものになっています。

先ほども会長が言われましたが、皆さんに配ろうかと思ったこともありました、最初。ただ、物すごく、今まだ不具合が多くて、これを26人全員に配って、そのたびに、毎月、事務局が総会のたびに更新をかけてとやると、物すごく私たちが管理ができないところがあつて、まだそこまで踏み切れていません。これが軌道に乗ってきて、皆さんに、安定してきてできるなというころにはまた予算要求をしたりして、全員の方に配るといふのも検討したいなというふうには、事務局的には考えているところですが、今の状況があまりにも不安定過ぎて、ちょっと配れていないというところがありますので、もうちょっと。ただ、実際に、回られたりとかもそうですし、しっかりいろいろ使えますので、言っただけいたら長期で貸し出すこともできますので、また言っただけいたらと思いますし、実際に、利用状況調査のときにどういうものかなということ職員に持っていかせて、委員さんに1か所でも写真を撮ってもらったり、使ってもらったりというようにしてもらおうようには話をしているので、また後半の調査の方はやっていただけたら結構ですし、前半の調査でできなかった方については、今、最初よりはだいぶ安定していますので、またしていただくことは可能ですので、言ってください。よろしくお願ひします。

○永田議長

あと、もう一つさっきのお話の中であつたものは、利用状況調査でなくて、日々の調査のときに使えるようにしてはどうかということで聞いていたので、何か事例資料等があれば、勉強会まで行かなくても、その資料のほうを印刷してお配りして、情報提供ということもあるでしょうか。

○杉川委員

まだ資料までは分らないです。細かいことは聞いとらなくて。

○事務局

また女性の会の資料等も、皆さんにお配りして、情報共有をできたらなと思います。

○永田議長

そうしますと、ほか御意見はないですか。よろしいですか。

では、以上で本日の総会を終了といたします。御苦労さまでした。